

仕 様 書

- 1 件 名 椅子の購入
- 2 履 行 場 所 公益財団法人 東京都農林水産振興財団立川仮設庁舎
(平屋建て)
東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
- 3 履 行 期 限 契約締結の翌日から 平成 27 年 3 月 27 日 まで
- 4 品名・数量等 別紙「仕様内訳書」のとおり
- 5 共通事項
 - (1) 物品の仕様、納入条件等は、別紙「仕様内訳書」等を参照すること。
 - (2) 参考規格品以外で、入札する場合は、平成 27 年 2 月 19 日正午までに、製品・製品写真・製品図面・製品仕様書・レイアウト図面・マテリアル・性能表を提示し、担当者が機能仕様に準じた同等品であると認めたもののみ、入札を行えるものとする。また、参考品申請時にメーカー名義の出荷証明書を提出すること。
 - (3) 上記回答については、平成 27 年 2 月 24 日に担当者から書面にて連絡することとする。
- 6 室内化学物質
 - (1) 各納入物に、ホルムアルデヒド放散建築材料として区分される使用規制対象の材料を使用する場合は、JIS(日本工業規格)及び JAS(日本農林規格)によるホルムアルデヒド放散量が「F☆☆☆☆」に相当するものを使用すること。また、使用する塗料及び接着剤については、VOC(揮発性有機化合物)についてのシックハウス対策を施した製品を使用すること。
 - (2) 受注者は、発注者から求めのあった場合は、納入物にかかる出荷材料証明、原材料等の化学物質等安全データシート(MSDS)を提出すること。
- 7 納 入
 - (1) 搬入組立を含むものとする。
 - (2) 納入に関する諸費用は、受注者の負担とする。
 - (3) 搬入時に発生した梱包材等については回収すること。
 - (4) 納入まで使用中の椅子を本庁舎(1F)へ移動させること。
 - (5) 搬入日時は、担当者と協議の上定める。
 - (6) 搬入通路、室内養生等必要と思われる部分の養生は、納入業者の負担で行うこと。
納入に当たって万一損傷を加えた場合は、担当者に報告の上、請負業者の責任並びに負担により速やかに現状復旧をすること。

- (7) その他、設置に際し必要な部材等も含むこととする。
- (8) 本契約に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の支持又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8 支払い方法

納品書に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 履行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) その他、本仕様書にない事項について疑義が生じた時は協議の上定める。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

連 絡 先

〒190-0013

東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

管理課管理係 大 沼

TEL 042-528-0505 fax 042-522-5397